環境トピックス

あき地は適正に管理しましょう！

あき地の適正な管理

あき地に雑草が繁茂すると、景観上の問題が生じるだけでなく、害虫が発生するほか、ごみの不法投棄を誘引する原因となるなど、周辺住民に迷惑をかける場合があります。

市内にあき地を所有している方は、管理者（所有者）の責任として定期的な除草や清掃などを行い、適正に管理するようお願いします。

あき地管理の適正化に関する条例

あき地の管理者は、あき地が不良の状態にならないよう常に適正に管理しなければならない義務を負っています。

あき地とは、住宅地域に所在する土地で、現に管理者が使用していないものをいい、不良の状態とは、雑草が繁茂し、放置され、周囲に迷惑を及ぼすような状態をいいます。

市では、あき地が不良の状態と認められるときは、管理者などに対し、雑草の除去について必要な指導などを行い、清潔な生活環境の保持に努めています。

あき地管理の適正化に関する条例で指導することができる事例

現に使用されておらず、雑草が繁茂し周囲に迷惑を及ぼしている「あき地」の相談

火災、犯罪の発生を予防し、清潔な生活環境を保持するため、土地の管理者または所有者に除草の指導を行います。

あき地管理の適正化に関する条例が適用されない事例

次のようなご相談は、あき地管理の適正化の条例の対象とならないため、市では対応できません。

木の越境の相談

木については、民法の相隣関係の規定により、基本的にご自身で対応することになります。

空き家や墓地からの雑草繁茂の相談

空き家や墓地は、土地が活用されていることからあき地に該当しないため、条例の対象外となり指導ができません。

指導前

指導後

●あき地に関する相談・処理状況（平成27年度）

相談件数	179件	対応件数	179件
完了	162件		
済	138件	消息不明	2件
所管課へ引継ぎ	9件	その他	2件
経過観察	11件		
継続中	17件		

行政は、法令や条例に基づいて指導などを行っており、指導することができない事案については、基本的にご自身で対応することになります。

当事者間の話し合いで解決することができないときは、民事調停や裁判などで解決する方法もあります。無料の法律相談をご利用することもできます。

■無料法律相談　月曜日～金曜日　14時～16時　※事前予約制

お問い合わせ　市民生活相談室　☎862・9955

お問い合わせ　環境衛生課　☎951・1530

ご家庭にある使用していない水銀体温計などの回収に、ご協力ください。

ご家庭に眠っている水銀が含まれている製品の量を把握し、効果的な回収方法を調査するため、環境省のモデル事業として、ご家庭にある使用していない水銀製品を期間限定で回収します。

【対象品目】

ご家庭の使用していない水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計などの水銀製品

・市内在住のご家庭に限ります。市外からの持ち込みはできません。

・現在も使用している場合は、持ち込む必要はありません。

・医療機関など事業者からの持ち込みは、回収しません。

・電子式の体温計などは対象外です。

【回収期間】

12月1日（木）～12月28日（水）

【回収方法】

ポスターと緑色の回収ボックスがある市内の薬局に持ち込み、

①水銀体温計は、専用の回収ボックスに入れる。

②水銀温度計と水銀血圧計は、窓口へ。

・購入時のケース、またはビニール袋に入れて、お持ち込みください。

・ポスターと緑色の回収ボックスがない薬局に持ち込むことはできません。

※上記回収期間中も、通常どおり「有害ごみ」として出すことは可能です。

回収ボックス

水銀体温計

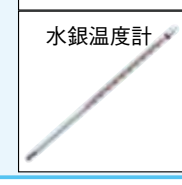

水銀温度計

お問い合わせ　廃棄物対策課　☎951・3231

年末年始の「ごみの収集・搬入」

●収集

12月30日（金）まで収集します。年始は1月4日（水）からです。

●搬入

12月31日（土）まで受け付けます。

【受付時間】　9時～12時、13時～17時

※12月は日曜日も業務を行っています。ただし、12月29日（木）～31日（土）は、渋滞により受付時間内にごみを搬入できないこともありますので、できるだけ定期収集日に出すか、12月前半に自己搬入されるようご協力をお願いします。

【休業期間】

1月1日（日）～3日（火）

お問い合わせ　クリーン推進課　☎889・3567

年末の大掃除、雑がみをきちんと分別しよう！

「雑がみ」とは、新聞紙・チラシ、雑誌、ダンボール、紙パック以外の紙類を指します。ただし、食品や洗剤が直接ふれたもの、防水、ビニール加工など特殊加工されているものは「もやすごみ」です。雑がみは紙・布の日に収集しています。できるだけ雨の日を避け、紙ひもなどでしばって出しましょう。

【雑がみの例】

お菓子の空箱、紙製トレイ、プリント用紙、ティッシュ箱（ビニールははがす）、紙袋（ビニール素材の持ち手は取る）、封筒、包装紙など。

【資源化できない紙類の例（もやすごみ）】

汚れた紙皿、カップめんの容器、紙くず、ビニールコーティング紙、写真、感熱紙、カーボン紙など。

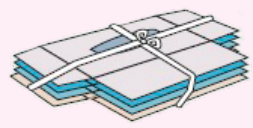

お問い合わせ　廃棄物対策課　☎951・3231

あなたの家の浄化槽は正常に機能していますか？

浄化槽が正常に機能するよう適切な維持管理がなされているか、ご確認をお願いします。

適切な維持管理とは、浄化槽法で義務付けられた定期メンテナンス（点検、調整、修理）、年1回の汚泥の引抜清掃、年1回の法定検査のことで、これらを怠ると、機器の故障や悪臭の原因となります。適切な維持管理を通して、水環境の保全や公衆衛生の向上にご協力お願いします。

なお、下水道接続により浄化槽を廃止した世帯は、廃止の届出が必要となります。

浄化槽の維持管理や廃止について不明なことは、環境保全課水質保全グループまでお問い合わせください。

お問い合わせ　環境保全課　☎951・3229

12月は地域清掃月間です

自治会などで土・日に行った地域清掃活動から出されるごみを日曜日に収集します。ただし、草は袋に入れて口をしばり、枝は1メートル以内に切って束ねてください。また、草木以外のごみは、缶、びん、ペットボトル、もやすごみ、もやさないごみなどに分別してください。収集希望の場合は、清掃実施予定日3日前までにご連絡ください。

お問い合わせ　クリーン推進課　☎889・3567

2017年版「地球温暖化対策カレンダー」配布

日　12月上旬より　**費**　無料

場　本庁1階総合案内、各支所、各図書館・公民館など（無くなり次第終了）

内　家庭でできる省エネ方法、環境家計簿付き

お問い合わせ　環境政策課　☎951・3392